

8 外国につながるのがある生徒のために

ワーク 1

表1は神奈川県内の外国人数の推移を、表2は神奈川県内の外国人数の上位5カ国を表したものです。

(1) 表1から読み取れることをグループで話し合い、その内容を書きましょう。

表1

年 度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007
人 数	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	160,600	167,601
増 減		30,072	27,531	18,297	34,768	2,653	7,001

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人 数	174,352	175,014	171,439	167,893	161,155	160,605	166,006
増 減	6,751	662	-3,575	-3,546		-550	5,401

* 2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ

* 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数

(2) 表2の()内に予想される国・地域名と、その国・地域で話される主要言語を、グループで話し合い、書いてみましょう。

表2

	国・地域	人 数	外国人構成比	主 要 言 語
1位	()	54,520人	32.8%	()語
2位	()	29,355人	17.7%	()語
3位	()	18,482人	11.1%	()語
4位	()	8,532人	5.1%	()語
5位	()	7,864人	4.7%	()語

「県内外国人統計(外国人登録者統計)」神奈川県県民局くらし県民部国際課(平成27年1月1日現在)より

ワーク 2

次の生徒2人の会話を読み、質問に答えましょう。

A：ねえ、知ってる？ 明日うちのクラスに留学生が来るらしいよ。

B：本当に？

A：しかも、私たちの席の近くに座るんだって！

B：えっ!?! うまくやっていけるかな…。

A：それは不安なこともあると思うけど、でもいろいろ楽しそうじゃない？

B：う～ん…。

(1) Bさんが不安に思っていることを考え、書きましょう。

(2) Aさんが楽しみだと思っていることを考え、書きましょう。

(3) 留学生自身はどのように思っているでしょうか。楽しみだと思っていること、不安に思っていることの両方を書き出してみましょう。

ワーク 3

学校生活において、留学生が「困ってしまいそうなこと」、それに対して「あなたができること」を時間ごとに話し合い、書き込みましょう。

日 程 表	困ってしまいそうなこと	あなたができること
・登校時		
8:40 HR		
8:50 日本史 A		
9:50 音楽 I (移動教室)		
11:50 コミュニケーション英語 I		
12:40 昼休み		
13:25 体育		
14:25 数学 I		
15:30 放課後		
・部活動		
・文化祭準備		
・下校時など		

ワーク 4

ワーク3を踏まえ、留学生とクラス全体の双方が充実した学校生活を送るために、どのような点に気を付けるべきか、グループで話し合ってください。

ワーク 5

今日の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましよう。

解説 8 外国につながるのある生徒のために

1 ねらい

近年、神奈川県内では外国につながるのある生徒が増え、また、その国籍や出身地も様々であり、それぞれのニーズに合った支援が必要だと考えられる。このワークではまず、県内の外国人の現状を知り、クラスに外国につながるのある生徒がいたときに、相手の困り感や気持ちを積極的に理解したり配慮したりすることの大切さを考えさせたい。また、それらを踏まえた上で個人として、あるいはクラス全体としての両方の視点から具体的にできる支援にはどんなことがあるか考えさせたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (20分)	
① 過去30年の外国人数の増減を見て、その理由などを話し合い、意見をまとめ、書き込む。(1)	○ 神奈川県内の外国人数の現状について、推移を確認しながら具体的に理解を深めるよう促す。
② グループで表2の()に当てはまる国・地域や主要言語を、理由も考えながら書き込む。(2)	○ 時間に余裕があれば、生徒の考えを聞いてもよい。
③ 解答を聞く。	○ 解説を伝える。 ○ それぞれの言語を知っているかどうか問い、外国においては日本語も同じ状況ではないかと投げかける。自分の母語を理解する人がいない不安や、異なった言語を使う国での生活の難しさを理解できるように促す。
2 ワーク2 (10分)	
① 留学生を受け入れる側として不安なことをBさんの気持ちになり書く。(1)	○ 「知らないこと」から不安になる気持ちと、新たに「知ること」への楽しみな気持ちの両方を理解するよう促す。
② 留学生を受け入れる側として楽しみなことをAさんの気持ちになり書く。(2)	
③ 留学生の気持ちになって、楽しみなことと不安なことを書く。(3)	

3 ワーク3 (10分)

- ① 日程表に沿って、それぞれの場面で留学生が困ってしまいそうなことや解決する具体的な手立てをグループで話し合い、意見をまとめ書く。

○ 具体的なことだけでなく、学校生活全体にわたる広い視野でも考えるよう促す。

4 ワーク4 (5分)

- ① 個人やクラス全体でどのようなサポートができるかをグループで話し合い、意見をまとめる。
② いくつかのグループが発表する。

○ 異なる文化を持つ人々を受容し、共生しようとする気持ちを持てるよう促す。

○ 各グループの話し合いの様子を把握しておき、内容が深まっているグループに発表を促す。

5 ワーク5 (5分)

- ① 全体を通じて思ったことをまとめる。

3 解説

ワーク1について

(1) 神奈川県内の外国人数

神奈川県内の外国人数の推移を見て現状を知る。法務省の調査において、神奈川県の内留外国人数は全都道府県のなかで第4位(1位 東京、2位 大阪、3位 愛知)であることなども生徒に投げかけながら、「多文化共生」の重要性を理解させたい。

普段の生活でよく見かける外国人や外国料理店、看板や標識に書かれている言語など様々な視点から神奈川県内の外国人の出身国・地域の順位を予想させる。また答えを発表した後、それぞれの国が世界のどこにあるかなどを考えさせたり、県内の外国人の国籍数は164の国・地域(平成27年1月1日現在)に及ぶことを投げかけたりしながら、国際化が進んでいることを理解させたい。

(2) 人数の多い国・地域名とその国・地域の主要言語

	国・地域	人数	外国人構成比	主要言語
1位	(中国)	54,520人	32.8%	(中国) 語
2位	(韓国・朝鮮)	29,355人	17.7%	(韓国・朝鮮) 語

3位	(フィリピン)	18,482 人	11.1%	(フィリピン・英語) 語
4位	(ベトナム)	8,532 人	5.1%	(ベトナム) 語
5位	(ブラジル)	7,864 人	4.7%	(ポルトガル) 語

ワーク 2 について

「知らない」と「不安」

先入観やイメージ、「ただ知らないだけ」といった根拠のない不安は相手を知れば解決することができることを理解させたい。

自分の知らない国や文化・習慣について知ること、また自分の国や文化・習慣について相手に知ってもらうことの楽しさを考えさせ、不安であった点は楽しみの入り口であることを理解させたい。

ワーク 3、4 について

文化と文化で歩み寄る

自分がある日、外国の学校に留学することになったときにどう思うかという視点で想像をさせてみる。また、具体的な例として、日本に住んでいて、日常生活では日本語が話している「外国につながりがある生徒」でも、日本語を学ぶ機会が少なく、学習言語を獲得するのに5～7年ぐらいかかることから、学習に用いる言語は苦手で、周囲からは「日本語ができるのに、勉強は得意じゃないのはなぜだろう」と思われてしまう。「日本語の曖昧な表現がわからない」などの言語的な問題や、「食べてはいけないものがある」「肌を露出するため、水泳の授業での服装に困ってしまう」などの宗教上の理由、「学習に取り組む姿勢」や「部活動の有無」など、学校というものの捉え方そのものの違いも考えられる。こういう違いを伝えながら、相手の立場になったり気持ちに寄り添ったりして考えることが、お互いを分かり合う上でとても重要であることを理解させたい。

〈引用文献〉

「県内外国人統計（外国人登録者統計）」 神奈川県県民局くらし県民部国際課（平成27年1月1日現在）

〈参考資料〉

「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」 法務省入国管理局（平成27年6月末現在）

9 帰る家を失った人たち

※ ワークシート1を使用する際は、この点線以下を印刷してください。

■ ワークシート 1

何の数字か考えてみよう

ワーク 1

次の表は、厚生労働省が毎年発表している調査結果です。何を表した数字でしょうか。

() の人数

	男	女	性別不明	合計	差引増▲減
平成 19 年調査	16,828	616	1,120	18,564	—
平成 20 年調査	14,707	531	780	16,018	▲2,546 (▲13.7%)
平成 21 年調査	14,554	495	710	15,759	▲ 259 (▲ 1.6%)
平成 22 年調査	12,253	384	487	13,124	▲2,635 (▲16.7%)
平成 23 年調査	10,209	315	366	10,890	▲2,234 (▲17.0%)
平成 24 年調査	8,933	304	339	9,576	▲1,314 (▲12.1%)
平成 25 年調査	7,671	254	340	8,265	▲1,311 (▲13.7%)
平成 26 年調査	6,929	266	313	7,508	▲ 757 (▲ 9.2%)

調査方法：市町村による巡回での目視調査
厚生労働省ウェブサイト掲載の調査結果より

■ ワークシート 2

帰る家を失った人たち ～「ホームレス」の人権について考えよう～

ワーク2

- (1) 「ホームレス」の人たちについて知っていること、また、「ホームレス」という言葉からイメージすることを書きましょう。

- (2) なぜ「ホームレス」となってしまう人がいるのでしょうか。その原因として考えられることを書きましょう。

- (3) (1)、(2)の内容についてグループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

- (4) DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」を視聴して、「ホームレス」の人たちに対してできる支援には、どのようなことがあると思うか、書きましょう。

- (5) 「若者ホームレス」についての説明を聞いて、感じたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- (1) ワーク2を通して、あなたの中で「ホームレス」の人たちに対する考え方にこれまでと何か変化はありましたか。「変わった・変わらない」のどちらかに○を付け、その理由を書きましょう。

「ホームレス」の人たちに対する考え方が（ 変わった ・ 変わらない ）

《理由》

- (2) (1)についてのグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

解説 9 帰る家を失った人たち

1 ねらい

ホームレスの人たちについて、「どのような人たちなのか、なぜそうになってしまうのか、現在はどうのような状況になっているのか」など実態を知ること、ホームレスの問題は決して他人事ではないことや、身近で切実な問題であることを理解する。また、ホームレスの状態を自分の身に置きかえて考え、相手の気持ちに寄り添うことで人権意識を育むことがねらいである。

さらに、生徒たちと年齢の近い「若者ホームレス」も社会問題となりつつあることについても考えさせたい。

2 進め方

展開例（70分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (5分) ① ワークシート1について、何の数字か考える。 ② 解答を聞く。	○ ワークシート1に取り組む際は、ワークシートの題名がワーク1のヒントになってしまうので、点線以下を印刷し配付する。 ○ 表の数字は「ある人たちの数であること」であり「厚生労働省から発表されている数」であることなどを伝える。
2 ワーク2 (45分) ① ホームレスの人に対するイメージや、ホームレスになってしまう原因などについて、自分の考えを書く。(1)(2) ② (1)、(2)についてグループで話し合い、気づいたことや考えたことを書く。(3) ③ DVD『「ホームレス」と出会う子どもたち』を視聴する。 ④ できる支援について書く。(4) ⑤ 「若者ホームレス」についての説明を聞き、思うことを書く。(5)	○ ワークシート2を配付する。 ○ 率直な意見を書くよう促す。 ○ いくつかのグループの意見を全体で共有する。 ○ ホームレスの人たちの心情に沿った支援のあり方を考えるよう促す。 ○ 解説を参考に「若者ホームレス」について説明する。誰もがホームレスになってしまう可能

4 ワーク3 (20分)

- ① 自分の考えの変容について、理由を添えて書く。(1)
- ② グループで(1)の内容について意見交換をする。(2)
- ③ グループで話し合ったことをもとに感想を書く。(2)
- ④ (2)について何人かが発表する。

性があることにつなげ、身近なこととして考えるきっかけとしたい。

- ワークシート1で見た数字に、実はネットカフェ難民の数は含まれていないこと、可視化されないホームレス状態の人は年々増加していると考えられていることなどを補足する。
- 時間がない場合は、ワークシートを回収し、後日意見をまとめたものを配付するなど、フィードバックしてさらに生徒の考えを深める。

3 解説

ワーク1について

(答え) 全国のホームレス状態にある人の数

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第二条には、ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義されている。

このような「ホームレス」の人は、ワーク1の表に示されているように、近年は減少傾向にあるといえる。

しかしながら、次のような問題も指摘されている。

厚生労働省の2015年1月調査でのホームレス人口は6,541人と、前年に比べ967人減っています。07年1月調査では平均年齢57.5歳、5年以上野宿する人は59%と、高齢化と野宿生活の長期化が指摘されていました。ここでのホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」と、野宿生活者に限っています。ところが、翌08年のリーマンショックによる世界同時不況により、30万人にもおよぶ派遣労働者の解雇などにより、20~30代の若いホームレスが増えています。彼らの多くはネットカフェや24時間営業の飲食店などで夜を過ごしています。日本においても、国際的なホームレスの定義である、固定した住居をもたない人、また、それを失うおそれのある人という定義に従えば、その数はかなりの数になると考えられます。

ホームレス問題は社会の構造の問題であるとともに、社会の変化やその未来や、人間の生き方にかかわる根源的で、しかも誰の目にも見える問題なのです。

ビッグイシュー基金ウェブサイトより

つまり、法律で定義されているようなホームレスとはまた形態の違った「帰る家を持たない人」は、近年も増え続けているのである。路上生活を送るのではなく、いわゆる「ネットカフェ難民」のような住居がなく寝泊まりするためにネットカフェなどのような施設を利用し生活している人たちは「広義のホームレス」と表現される。

ホームレスの数に関して、ワーク1の表を見る限りは減少傾向にあるが、ここにはネットカフェや24時間営業の飲食店で夜を過ごし、帰る「家」を持たない人の数は含まれていない。

平成19年に厚生労働省が、ネットカフェなどのオールナイト利用者の数と利用理由を調査した結果、アンケートに回答した利用者の7.8%が「住居がなく寝泊まりするために利用」と答えた。この調査結果から、ネットカフェ難民などの住居喪失者の数が全国推定5,400名と発表された。

ワーク2について

(2) 次のような回答が考えられる。

- ・非正規雇用の労働者(派遣社員、フリーター等)が、さらに不況のあおりを受けて仕事を失い(派遣切り等)、家賃が払えなくなり賃貸住宅に住めなくなる。
- ・社宅や寮に住んでいた人が倒産や解雇によって職と家を同時に失う。
- ・家族との関係悪化により実家にも帰れず、ホームレス状態になる。
- ・社会生活に順応できなくなった、等。

DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」について

なぜ若者や子どもによる「ホームレス」襲撃が起きるのか? 大阪・釜ヶ崎にあるこどもの里が行う「子ども夜まわり」の活動を軸に、参加する子どもたちの変化、ホームレス生活を送る鈴木さん(64歳)の仕事や生活、その思いに迫る。さらに「ホームレス」襲撃問題をとおして、居場所(ホーム)なき子どもたちの弱者いじめの問題を問い直す。

DVD「『ホームレス』と出会う子どもたち」一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット(平成21年)より

※ DVDは神奈川県教育委員会行政課にて、県立学校に貸し出しをしています。貸し出し方法等については、行政課人権教育グループにお問い合わせください。

(5) 自分自身や身近な人がホームレスになってしまう可能性について、「考えたことがない」と答える生徒が大半であると考えられる。しかし、ホームレス状態というのは決して他人事ではなく、収入も帰る場所も失った若者ホームレスの増加が社会問題となっていることを通して、誰もがそうなる可能性があることについて考えさせたい。

若者ホームレスには、路上での生活を送る者は少なく、ほとんどがネットカフェや24時間営業の飲食店等を転々としながら夜を過ごす。自分がホームレス状態にあるということ他人に知られたくないため、ホームレスの人たちに食事を提供する炊き出しには並んだりしない。また、得られた収入は身だしなみを整えるために使うなどするため、若者ホームレスは可視化されにくく、なかなか支援につながらないのが現状である。

人がホームレス状態に陥る原因は様々であり、特別な誰かが「ホームレス」になるというわけではないということの理解を深めさせたい。

ワーク3について

ワーク2やDVDの視聴を通して、自分の考えの変化について振り返る。グループでの意見交換なども通して、「ホームレス」や人権に対する理解を深める機会とする。

まとめ

少年・少女によるホームレス襲撃事件が社会問題として取り上げられるようになって久しく、未だに事件が後を絶たない。このような少年・少女たちがホームレスを襲うのはなぜか。それは、「誰もがホームレスになるおそれがあり、ホームレス状態になっても守られるべき人権がある」という認識の欠如が大きな要因の一つであると考えられる。

「ホームレス状態」は決して他人事ではなく、私たちが生きていく上で常に自分の問題として存在しているものである。「自分がホームレスになってしまった時、人間としての尊厳を無視され、襲撃されたり差別されたりしたらどうか」など、ホームレスということをも身近なものとして捉え、自分自身に置き換えて考えるように、授業の中で促したい。

家があってもなくても、皆がそれぞれ同じようにたった一つの命を持って生まれてきたかけがえのない一人である。そのことを認識することが、ホームレスの人権を守る大切な第一歩となるのではないだろうか。

高校生がホームレスの人たちにできる支援は限られているかもしれないが、ホームレスの人たちの人権を考えることを通して、「相手のことを自分のこととして考え、相手の気持ちに寄り添って思いやること」が相手の人権を尊重することには欠かせないことだということを、改めて生徒自身に気づかせたい。

〈引用文献〉

ビッグイシュー基金ウェブサイト

〈参考資料〉

「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」 厚生労働省

「広義のホームレス実態調査について」 厚生労働省

DVD『「ホームレス」と出会う子どもたち』 一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット（平成21年）

10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

テレビ、新聞、インターネットなどでは、毎日様々なニュースが報道されていて、その中には犯罪のニュースもあります。犯罪には、事件をおこした加害者と事件に巻き込まれた被害者がいます。犯罪の被害者はどのようなことに困っていて、どのような気持ちでいるのかについて考えてみましょう。そして、自分に近い存在の人が犯罪被害者になってしまった時に、何ができるのか考えてみましょう。

ワーク 1

次にあげる犯罪の中で、一年間に発生する件数が一番多いと思うものに○をつけましょう。

- 窃盗（物を盗む）
- 放 火
- 殺 人
- 性にかかわる犯罪
- 交通事故
- 傷 害
- 詐 欺（人をだます）

ワーク 2

次の[事例]を読んで考えてみましょう。

[事例]

高校3年生のAさんは、会社員の父親、公務員の母親、小学6年生の妹と家族4人で暮らしている。Aさんは、運動部に所属し、副部長で、後輩や同級生から慕われていた。部活動引退後は、大学に進学するための受験勉強に励んでいた。そのため、放課後週3回塾に通っていた。

ある日の深夜、会社から帰宅途中の父親が、若者数名に囲まれ、暴行を受けて、入院してしまった。父親の被害は甚大で、現在も意識不明の重体である。回復の見通しもたっていない。母親は仕事に行きながら、病院への付き添いにも行き、Aさんと妹は家事などを交代でやっている。

そのような中、テレビで事件についての報道がされた。事件の概要と父親の名前、自宅の住所が伝えられた。また、事件にあった路上の映像が映された。

- (1) この事件による直接的な被害だけではなく、この先、Aさんの家族にどのような問題が起こると思いますか。

(2) 家族が犯罪に巻き込まれたことで、Aさんはどのような気持ちになると思いますか。

(3) 資料2、3を読んで、あなたが考えたことを書きましょう。

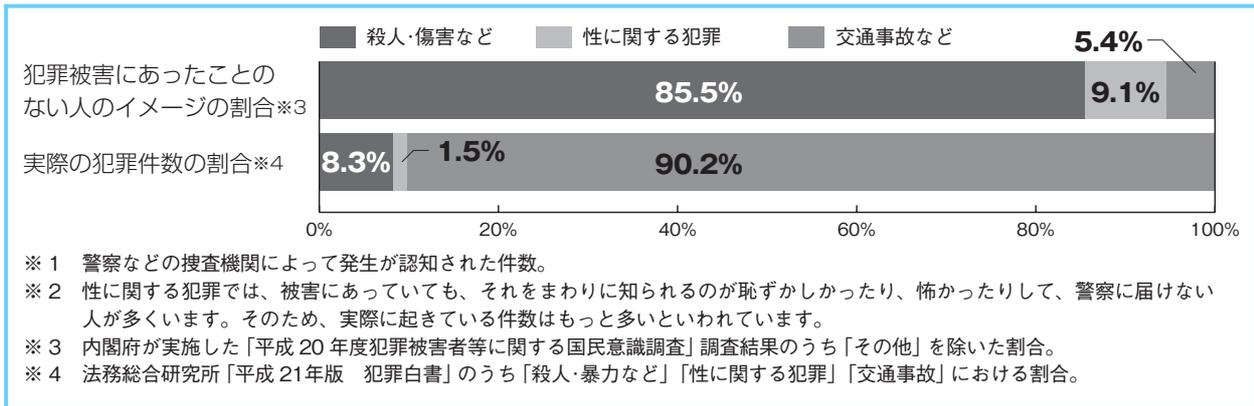
ワーク 3

犯罪に巻き込まれた自分の身近な人やその家族に対して、どのようなことができると思いますか。資料4も参考にし、グループで話し合きましょう。

ワーク 4

今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■ 資料 1



「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』
内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成 21 年 11 月）より

■ 資料 2

犯罪被害者等の抱える様々な問題・周囲の人の言動による傷つき（近隣や友人、知人の言動）

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」 内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成 20 年 12 月）より

■ 資料 3

犯罪被害にあった方々の心情や配慮について、具体的な会話例をもとにして考えてみましょう。

● 「辛いことは、早く忘れましょう。」

〈解説〉 回復には時間がかかります。しかし、「早く忘れて。」と言われると、被害者等が自分の気持ちを素直に出せなくなり、孤立感を抱いたり、問題を一人で抱え込んでしまうことにつながります。

● 「起きてしまったことを後悔しても仕方ない。」

〈解説〉 ただでさえ、被害者等はどうすることもできなかった無力感や自責の念を抱いてしまいます。「後悔しても仕方ない。」と言われると、無力感や自責感を助長し、ますます被害者等を追い込んでしまうことにもなります。

● 「命が助かっただけ良かったと思わないと。」

〈解説〉 命が助かったから、被害が軽いということではありません。被害者以外の人

が、被害者が体験したことについて、その程度などを決めつけることはできません。被害者自身が体験した、怖さや辛さなどに思いをはせてみることも大切です。

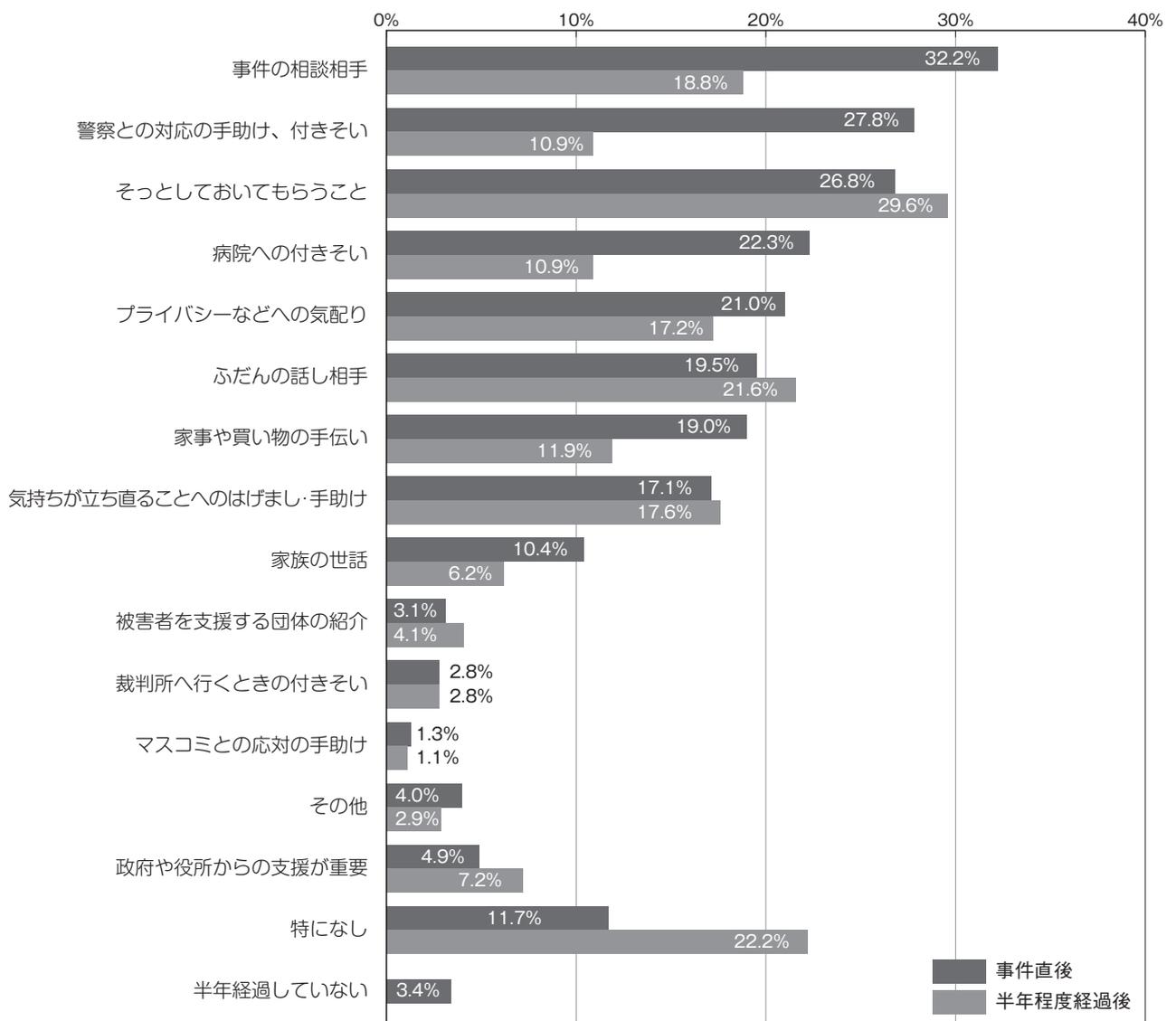
● 「あなたにも悪いところがあったのではないですか。」

〈解説〉どんな状況であろうと、殺されたり、傷つけられたり、騙されたり、性的自由を奪われていい人などいません。ですから、非難されるべきは加害者です。被害者等は、もともと自分を責めてしまう傾向があります。被害者の落ち度を指摘したり、責任を問い詰めたりすることは、被害者をますます追い込んでしまうこととなります。

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課ウェブサイトより

■ 資料 4

被害にあった人は、こんなことをしてほしいと思っています



「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」
内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成21年11月）より

解説 10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

1 ねらい

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる被害だけでなく、第三者から「二次的被害」を受けることも多い。授業を通して犯罪被害者やその家族等の立場や気持ちに寄り添うことの大切さを考えさせ、二次的被害を作り出さず、被害者やその家族等への支援のあり方について考えることをねらいとしている。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (5分) ① 「犯罪被害」のイメージについて考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 加害者も含めて生徒や家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、授業を展開する。○ 資料1から、イメージと実際の犯罪件数とのギャップを感じられるようにする。○ 交通事故の件数の多さなどを示すことによって、自分も犯罪被害者になりうる可能性があること、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるかもしれないことに気づき、自分事として考えられるようにする。
2 ワーク2 (17分) ① [事例]を読み、Aさん家族に起こると思われる問題について書く。(1) ② Aさんの気持ちについて書く。(2) ③ 資料2,3を読んで感じたことを書く。(3)	<ul style="list-style-type: none">○ 犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、精神的な被害、時間的負担、経済的被害などがある、ということを伝える。○ 身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者になってしまう可能性にも気づかせる。○ 周囲の何気ない一言が、時には被害者をひどく傷つけてしまうことを理解するよう促す。○ 犯罪被害者等への二次的被害について理解・共感した上で、周囲の人々がどのような行動をすればよいかを考える。
3 ワーク3 (18分) ① グループで意見交換をし、意見をまとめる。	<ul style="list-style-type: none">○ 状況などにより配慮や支援の内容は違うので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、相手の気持ちに寄り添い支援や配慮をする姿勢が大切であると感じるよう促す。

4 ワーク4 (10分)

- ① 授業を通して感じたことを書く。
- 犯罪被害者に対してだけでなく、普段の生活でも、自分の何気ない言動が周りの人を傷つけていることはないか考えるよう促す。

3 解説

資料1を見てみると、犯罪の被害にあったことがない人は、殺人や傷害など故意に人を傷つける犯罪をイメージすることが多いが、実際には交通事故による被害者が多く、テレビや新聞で取り上げられるような犯罪だけではない。自分自身もいつ犯罪に巻き込まれるかわからないし、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるということも考えられる。すなわち犯罪被害は他人事ではないということである。

犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、被害を受けたことによる精神的な被害、警察の捜査等への協力などの時間的負担、家族の稼ぎ手が被害にあうことにより収入が途絶えたり、被害によるけがの治療費を必要とすることで、生活や進学などに支障がでたりする経済的被害等がある。被害者の立場に立ってみることで、被害者の気持ちを感じ、それにより、犯罪被害そのものだけでなく、二次的な不安や被害についても気付かせたい。

また、自分の何気ない一言が時には被害者にとって大きな影響を与えることもある。身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者となってしまう可能性を理解した上で、被害者にどのように接していけばいいのかを考えさせたい。

資料4によると、被害者が求める支援や配慮は「事件の相談相手」、「警察との対応の手助け、付き添い」、「そっとしておいてもらうこと」などの数値が多く、一見すると関わってほしいのか、そっとしておいてほしいのか、どちらにもとれるため矛盾しているようにもみえる。しかし、犯罪被害者は、ただそっとしておいてもらいたいわけではなく、犯罪について理解・共感した上で、困ったときはすぐに手を差し伸べることができ、一緒に犯罪被害からの回復のために寄り添ってくれる存在を求めているのである。犯罪被害者それぞれに支援や配慮は違ってくるので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、支援や配慮しようとする姿勢が大切である、ということを伝えたい。

〈引用文献〉

「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」

内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成21年11月）

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成20年12月）

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課 ウェブサイト

〈参考資料〉

「私たちにできること」内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成19年11月）

11 拉致問題について考えよう

ワーク 1

人権に関する次の1～3の問いについて、答えましょう。

1

「人権とは何か」説明しましょう。

人権とは、

2

「人権週間」はいつからいつまでですか。

月 日
～ 月 日

3

オレンジ、青のリボンの人権にかかわる意味は何ですか。

オレンジ…

青…



拉致問題について、考えてみましょう。

北朝鮮当局による拉致問題とは

1970年代から80年代にかけて北朝鮮当局^(注)による日本人拉致が多発し、平成25年7月現在、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない人たちがいます。

平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決には至っていません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえます。

その一方で、拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことを押さえ、これらの人々に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

(注) 日本は、朝鮮民主主義人民共和国(通称：北朝鮮)を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。

「すべての拉致被害者の帰国をめざして―北朝鮮側主張の問題点―」政府 拉致問題対策本部(平成24年4月)より
「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」閣議決定(平成23年4月)より

ワーク 2

- (1) 資料「世界人権宣言 要約」を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを2つ選び、理由とともに書きましょう。

第 条	理由
第 条	理由

- (2) (1)についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- 次の文は「人権とは何か」について説明しています。()にあてはまる言葉を書きましょう。

人権とは…

「人々が()と()を確保し、それぞれの()を追求する権利」のことをいいます。

つまり「()ていたい」、「()でいたい」、「()でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

ワーク 4

- 今日の学習を通して、「人権」について、あなたが考えたことを書きましょう。

世界人権宣言 要約

- 第 1 条 平等の権利
- 第 2 条 差別されない権利
- 第 3 条 自由に、安心して生きる権利
- 第 4 条 奴隷にされない権利
- 第 5 条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利
- 第 6 条 いつでもひとりの人間として認められる権利
- 第 7 条 法律で平等に扱われる権利
- 第 8 条 裁判で守られる権利
- 第 9 条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利
- 第 10 条 公正な裁判を受ける権利
- 第 11 条 裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利
- 第 12 条 私生活の自由が守られる権利
- 第 13 条 住む場所を自由に選べる権利
- 第 14 条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利
- 第 15 条 ひとつの国の国民となる権利

- 第 16 条 結婚して家庭を持つ権利
- 第 17 条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利
- 第 18 条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利
- 第 19 条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利
- 第 20 条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利
- 第 21 条 政治や選挙に参加する権利
- 第 22 条 人間らしく生きることができるような保障を受ける権利
- 第 23 条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利
- 第 24 条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利
- 第 25 条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利
- 第 26 条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利
- 第 27 条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第 28 条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利
- 第 29 条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務
- 第 30 条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」 文部科学省（平成20年3月）より

解説 11 拉致問題について考えよう

1 ねらい

拉致問題を正しく理解するとともに、拉致問題を通して人権の意義やその重要性について理解し、相手の立場に立って、気持ちを受け止め、共感的に理解するなど、人権尊重のための人権感覚を醸成する。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (12分) ① 1～3の間について、答える。 ② 2、3について説明を聞く。 ③ 拉致問題の概要を聞く。 ④ 「心みつめて(第6集)」(P.17、18)の「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」を聞く。 ⑤ 感想を共有する。	<ul style="list-style-type: none">○ 本時の学習への意識を高めるために、1については必ず書くように促す。○ 解説(1)、(2)を使って、2、3について説明する。3では、必要に応じて他の色のリボンの意味を説明する。○ 1については、ワーク3で説明することを伝える。また、授業の中で関連する内容が出てくるので、「人権とは何か」について考えながら授業に参加するよう伝える。○ ワーク1の「北朝鮮当局による拉致問題とは」や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(政府拉致問題対策本部作成)の内容を参考にし、拉致問題の概要について説明する。○ 「心みつめて(第6集)」の「作品について」(P.22の該当箇所)や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(P.5の1～15行目)を参考にして、北朝鮮当局から横田めぐみさんの死亡が報告されたことや、めぐみさんの「遺骨」とされるものが提供(その後の鑑定で本人のものとは異なるDNAが検出)された経緯等を説明した後、朗読する。○ 数名の生徒に感想を聞き、被害者やその家族のつらい心情について共有する。○ 北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くので

はなく、拉致被害者やその家族の心の痛みなどを中心に取り上げるなどし、被害者等のつらい気持ちに共感することを通して、人権尊重についての理解を深めるよう促す。

2 ワーク2 (22分)

- ① 世界人権宣言についての説明を聞く。
- ② 資料を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを2つ選び、理由とともに書く。(1)
- ③ (1)についてグループで意見を発表し合う。また、意見交換をしながら気づいたことや考えたことを書く。(2)
- ④ (2)に書いた意見交換をして気づいたことや考えたことを、グループで発表し合う。

- 解説(3)を参考にし、世界人権宣言について説明する。
- すべての条項を読みあげ、内容について確認する。
- すべての権利等についてよく考えた上で2つ選ぶように促す。
- 4人程度のグループになるよう指示する。
- メモした内容は、次のグループ活動で発表し合うことを伝える。
- 他の人の意見を共感的に受けとめるよう促す。
- 全員が自分の意見を伝えられるように、同じ内容であっても発表するよう促す。

3 ワーク3 (8分)

- ① 人権についての説明文の()に入ると思う言葉を書く。
- ② グループで()に入る言葉について意見を発表し合う。
- ③ ()に入る言葉が何かを聞く。

- 資料を参考にするよう促してもよい。
- 時間に余裕があれば、各グループの考えを全体で共有する。
- 解説(4)を参考にし、()に入る言葉を伝える。

4 ワーク4 (8分)

- ① 今日の学習を通して、「人権」について、考えたことを書く。
- ② まとめを聞く。

- 授業を通して生徒から出された意見や記述をもとに、解説(5)を参考にまとめる。
- 「拉致問題を通して、他の人の気持ちに寄り添い、共感する心は、他の人権の問題について考える際にも大切である。そのようにして人権感覚を磨くことが、人権が尊重された学校や社会づくりには不可欠である」という視点も伝える。

冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」は政府拉致問題対策本部ウェブサイトを参照

3 解説

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題であるが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえる。

このため、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられ、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされた。

県立高等学校及び中等教育学校には、拉致問題を題材にした視聴覚教材として、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」を配付している。

拉致問題を授業で扱う際には、「人権学習ワークシート集 V 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第14集)一」の「映画『めぐみ』」及び「アニメ『めぐみ』」の指導例及び「拉致問題の指導における留意事項」(同ワークシート集 P.100)を参照すること。

(1) 人権週間

日本では、世界人権宣言が採択されたことを記念して、同宣言が採択された12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定めている。なお、12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされ、政府主催のシンポジウムなどが行われる。

(2) アウェアネス・リボン

図のように折ったリボンを、社会問題などに対する支援の活動のシンボルとして用いる。色には様々な意味が込められている。同じ色でも複数の意味がある場合がある。また、リボンの形にも様々なデザインがある。

オレンジ……………子ども虐待防止 等

青……………北朝鮮当局による拉致被害者の救出と支援 等

赤……………エイズや HIV 感染の予防や理解と支援 等

紫……………女性に対する暴力防止 等



〈参考〉

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」について

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」とは、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざし、神奈川県における人権教育及び人権啓発の推進の方向を示したものです。指針には、人権課題として11の分野別施策の方向が示されており、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」もその1つです。

また、指針に基づき人権尊重の啓発を図るため、人権啓発ポスターを人権週間にあわせて毎年作成し、県内公立学校や行政機関等に掲示しています。最新のポスターは神奈川県教育委員会のホームページに掲載されています。

（画像は平成27年度のポスター）



（3）世界人権宣言について

第二次世界大戦などの悲惨な戦争の体験から、国連を中心にした国際社会は、皆が安心して生活できる社会の成立のためには、世界全体が人権尊重を前提に考えなくてはならないと考えるようになった。

国連は昭和23(1948)年12月の第3回国連総会において、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えた。これを契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択など、さまざまな人権を擁護し、人権の保障を促進する活動を進めてきた。

（4）人権とは…

「人々が（生存）と（自由）を確保し、それぞれの（幸福）を追求する権利」のことをいいます。（「人権擁護推進審議会答申」（平成11年7月）より）

つまり「（生き）ていたい」、「（自由）でいたい」、「（幸せ）でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

(5) 人権の尊重とは…

自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと、つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」をいう。

そして、人権の大切さの理解を深めるとともに、人権が「守られているか」「侵害されていないか」などを正しく感じとる人権感覚を磨いていくことが、人権の尊重には重要である。

〈引用文献〉

「北朝鮮による日本人拉致問題」 政府拉致問題対策本部（平成27年10月）

「すべての拉致被害者の帰国をめざして―北朝鮮主張の問題点―」 政府拉致問題対策本部（平成24年4月）

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年3月）

「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第2集）」 神奈川県教育委員会（平成27年2月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編」 文部科学省（平成20年3月）

「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」 閣議決定（平成23年4月）

12 LGBTってなんだろう？

ワーク 1

LGBTは、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダーの略で、性的マイノリティを総称して使われる言葉です。次のそれぞれの言葉の説明として当てはまるものを1～8から選んで答えましょう。

レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	トランスジェンダー

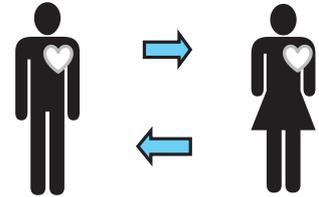
異性愛者	同性愛者	性的指向	カミングアウト

1 男性を恋愛対象としたり、男性に性的魅力を感じたりする男性。	2 どの性別を恋愛、性的魅力の対象とするか。「セクシュアリティ」ともいう。	3 女性を恋愛対象としたり、女性に性的魅力を感じたりする女性。
4 男性、女性の両性を恋愛対象としたり、両性に性的魅力を感じたりする人。	5 自分の生まれ持った身体の性に違和感がある人。	6 自分の性的指向等を誰かに伝えること。「クローゼットの中から外に出る」が語源。
7 同性を恋愛対象としたり、同性に性的魅力を感じたりする人。	8 異性を恋愛対象としたり、異性に性的魅力を感じたりする人。	

ワーク 2

身体と心のセクシュアリティと、性的指向って？

次の(例)は、Aさんが自分自身の「身体」の性別や「心」の性別、「性的指向」(どちらの性別を恋愛対象としたり、性的魅力を感じるか)の様子を表した図と、それについて説明したものです。(例)を参考にして、1～3のそれぞれの人について説明してみましょう。



(例) Aさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			
	<p>身体は男性で、自分は男性であると思っています。</p> <p>女性に対して性的魅力を感じているので、異性愛者であると思っています。</p>		

1 Bさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			

2 Cさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			

3 Dさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			

ワーク 3

次の文章は平良さんという方のお話です。文章を読んで、質問に答えましょう。

小学校の頃、スカートをはきたいと母親に言ったら、母親と一緒に生地を買いに行き、縫ってくれました。母親は「人と違って良い」といつも言ってくれました。中学生の頃、同性への興味があることを自覚し、図書館で関係する本を読む中で、自分は普通ではないと思い、苦しみが始まりました。最初のカムアウトはSOSでした。友人のIくんに自分のことを話したところ、Iくんは「今までとかわらないよ」と言ってくれ救われました。しかし、「今までとかわらないよ」という言葉に納得ができない自分がありました。「今までと違うことをカムアウトしたのだから」という思いが湧き上がりました。

高校卒業後、ゲイの雑誌があることを知り、自分には仲間がいることを知りました。群馬の大学に進学した時、ゲイの学生と出会いました。その人を好きになるしかありませんでした。また、同級生に対して、「自分を知ってください。」というカムアウトもしました。

牧師の勉強をしている時代に、ゲイの人たちの裁判を支援しました。多くのゲイの友達に出会うことができ、好きな人を選ぶ権利があることを知りました。また、自分が思ったことを言える経験や普通の会話ができる喜びを知りました。この経験を通して、「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらおう。」ことを伝えることができるようになりました。母親へのカムアウトは親子関係がかわらないので難しいものでした。母親は「親の育て方か」「治るのか」「異性愛にかわるのか」という反応でした。「親の育て方の問題ではないし、治療の対象でもない、今まで同性愛なので変わることはない」と答えました。母親は「もっと理解したいので教えて」と答えてくれました。

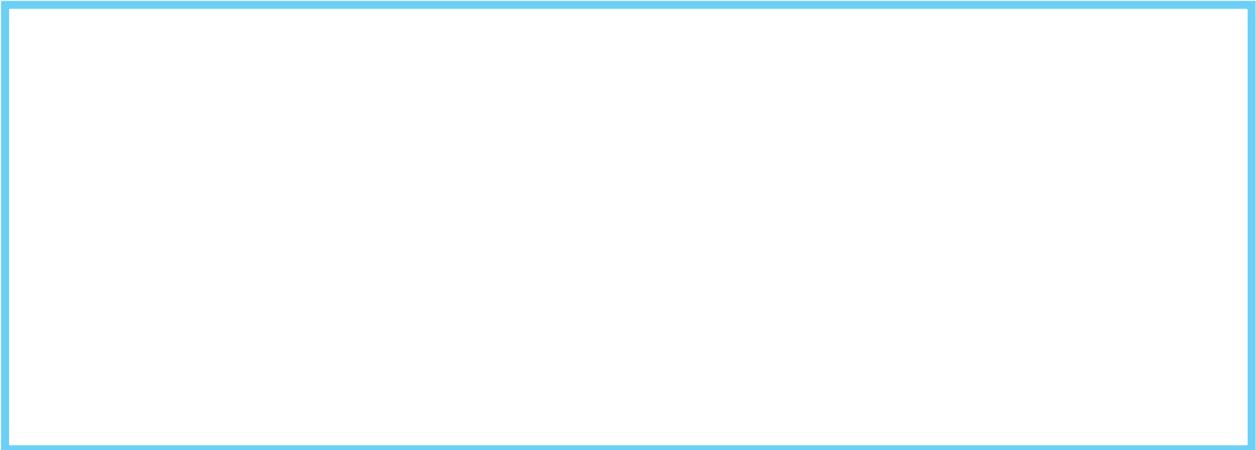
「人権センターニュース No. 265・266 合併号」 一般社団法人神奈川人権センター（平成26年7月）より

カムアウト…カミングアウトと同義

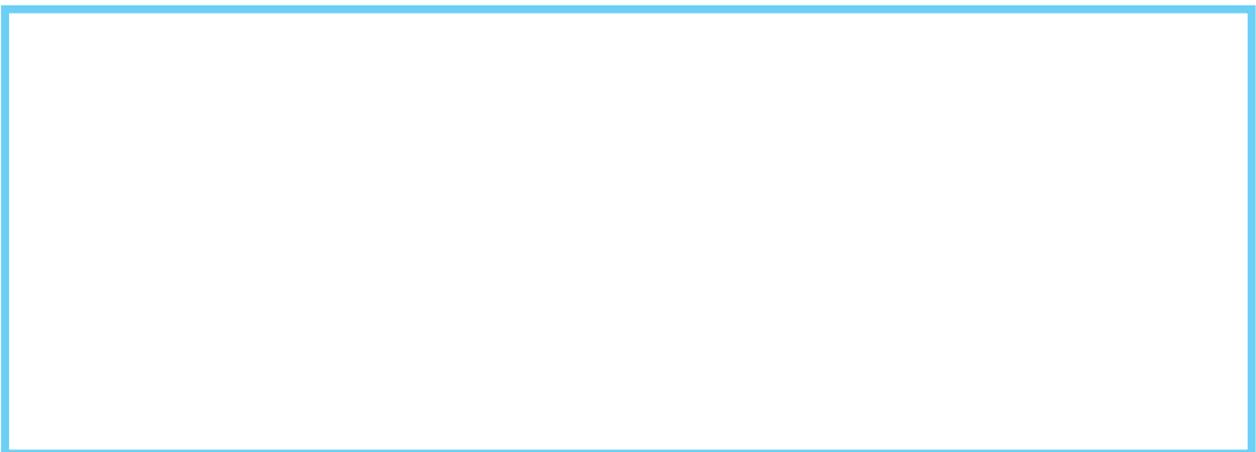
自己肯定感…自分の性格や能力などを肯定的に考えたり感じたりする感情。「自分のあるがままを受け入れ、自分自身を大切にする。」という気持ち。

(1) 平良さんが母親に「スカートをはきたい」と言ったときの心境を考え、書きましょう。

(2) I くん「今までとかわらないよ」と言われた時の救われた気持ちと、納得がいかなかった気持ちをそれぞれ説明してみましょう。

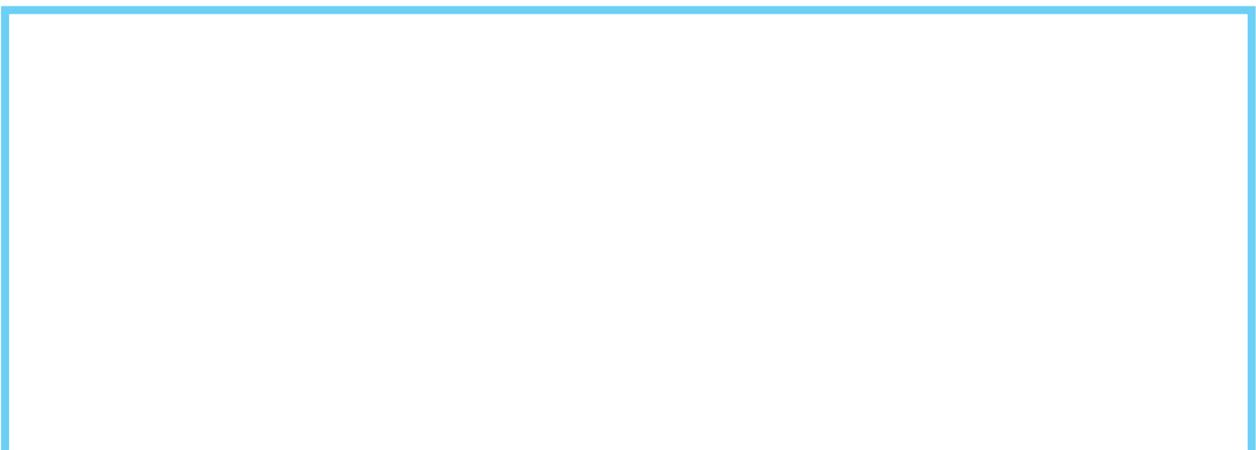


(3) 平良さんが「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらおう。」と伝えているのは、なぜだと思いますか。あなたの考えを書きましょう。



ワーク 4

今日の学習を通して、感じたことや考えたことを書きましょう。



解説 12 LGBTってなんだろう？

1 ねらい

現在、世界では20カ国で同性婚が認められている。2015年6月にはアメリカの最高裁判所で「同性婚」をすべての州で認める判断をし、事実上、合法化された。これを受けオバマ大統領が「これはアメリカにとって勝利だ」と、声明を発表した。また、日本でも平成27年3月に渋谷区議会で、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、証明書を発行する「同性カップル条例」が成立した。

私たちの性的指向や性自認のあり方は様々である。日本の広告代理店の調査によると、LGBTに該当する人たちの割合は人口の7.6%になるという結果が出ている。そのことから40人のクラスで2人から3人の性的マイノリティの生徒がいる可能性があると考えられる。教職員のみならず生徒一人ひとりが性的マイノリティの人々の存在を知ることや互いを尊重し合うことの大切さ、支援のあり方について考えを深めさせたい。

※ LGBT調査 2015

調査時期等：平成27年4月 株式会社電通が実施（インターネットによるアンケート調査）
調査対象：全国20歳～59歳、約7万人

2 進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (5分) ① さまざまな性的指向の特徴等の説明を1～8から選び、答える。	○ さまざまな性的指向の特徴等を理解し、自分がどのように受け入れ、尊重できるかを考えるよう伝える。
2 ワーク2 (10分) ① ワーク1で学んだことを踏まえて、(例)を参考にして、1～3の人について説明する。 ② ①についての説明を聞く。	○ ワーク1で学んだそれぞれの性的指向や特徴等を踏まえて、考えるように伝える。 ○ 1～3はあくまで一例であって、これがすべてではなく、性的指向や性自認といったセクシュアリティは多様であることを伝える。 ○ 解説の(例)を参考にし、1～3の人について説明をする。

3 ワーク3 (30分)

① ワーク3の教材を読み(1)~(3)に自分の考えを記入する。

- 平良さんの話を読み、その時々平良さんや周囲の人の気持ちを書き、理解を促す。
- 小学生であることや、その後の母親の言動等もふまえて、平良さんの心境を想像するように促す。(1)
- 2つの気持ちを説明することが難しい場合は、1つでもよいことを伝える。(2)

4 ワーク4 (5分)

① ふりかえりを書く。

② まとめを聞く。

- 【参考】(1)~(3)を用いて、適宜解説を加える。
- 授業全体を通して、感じたことや考えたことを書くように伝える。
- LGBTの悩みの例などを伝えたり、解説を参考にしたりしながら、お互いを尊重し合うことの大切さを伝える。

3 解説

ワーク1・2について

様々な性的指向と性自認があることを知り、理解する。また、性的指向や性自認は、それぞれの人にある特性であり、自らの意志や他人の意見などで変えることができないことを学習する機会とする。その中で、身近に自分とは違った性的指向がある人がいたときに、相手を受け入れ、その人が困っているときは理解し尊重できる心を育てたい。実際にクラスにLGBTの生徒がいるかもしれないということを考慮し、差別や偏見につながるような話に展開することのないよう、注意を払いながら進める。(グループやペアワークではなく個人で取り組ませることが望ましい。)

LGBTや性的マイノリティという言葉はここ最近、メディアなどいろいろな場で耳にするようになってはきたが、実際それがどのようなものなのかという認知度はまだ高いとはいえない。生徒がLGBTに関する用語の名称と特徴を正しく理解できるようにしたい。

また、ワーク2の設問は身体や心の性別、性的指向を考えるものである。身体や心、性的指向のあり様は人それぞれであることや、それらを明確に意識できている人も、気持ちが揺れ動いている人もいることを理解するとともに、全ての性的マイノリティの人々の身体や心の性別、性的指向のあり様を尊重すべきであることを理解させる。

ワーク1 解答

レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	トランスジェンダー
3	1	4	5
異性愛者	同性愛者	性的指向	カミングアウト
8	7	2	6

ワーク 2

1 Bさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			
			(例) 身体は男性で、自分は男性であると思っています。 男性に対して性的魅力を感じているので、同性愛者(ゲイ)であると思っています。

2 Cさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			
			(例) 身体は女性ですが、自分は男性であると思っています。 男性として、女性に対して性的魅力を感じているので、異性愛者であると思っています。

3 Dさん

	男	女	
身体			
心			
性的指向			
			(例) 身体は女性で、自分は女性であると思っています。 主に男性に対して性的魅力を感じますが、性別によらないこともあるので、バイセクシャルであると思っています。

LGBTの方の悩み

- ・自分の心の性に合った制服が着られない。
- ・「気持ち悪い」、「近寄るな」などと言われ、いじめられたが、先生や両親には原因を相談できず、不登校になってしまった。
- ・自分のことが許せず、罰するような気持ちで自分の体を傷つけてしまう。
- ・このまま大人になっていくのが怖い。
- ・クラスメイトがLGBTの人たちのことをバカにして笑っていた。
- ・自分らしく生きるために、隠さず本当の自分のことを話したい。
- ・自殺を考えたことがある。

「厚生労働科学研究費補助事業エイズ対策政策研究事業の一環で作成された、教員5,979人を対象にしたLGBT意識調査レポート『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』」研究代表者 日高庸晴 (平成26年7月)より

ワーク 3 について

ここで使われている教材は、日本のキリスト教会において、男性同性愛者であることをカミングアウトしたうえで、初めて牧師として正式に任用された平良愛香さんが講演で実体験から話された内容の一部である。次の【参考】を用いて適宜解説を加え、平良さんの心の動きに注目させ、彼の葛藤を通じて性的マイノリティの人々の葛藤を理解することを促したい。

【参 考】

(1) 平良さんが母親に「スカートをはきたい」と言ったときの心境を考え、書きましょう。

(例) いつも「人と違って良い」と言っていた包容力のある母親に対し、小学生の自分は性的マイノリティという認識もなく、「スカートをはきたい」から素直に自分の思いを言ったのであろう。日頃から信頼している母親はきっと望みを受け入れてくれるであろうと、子どもらしい率直さから告げたのである。すなわちこれは、母と子のコミュニケーションのあり方のひとつであって、子どもとしては、日頃の言葉に違わず自分の希望を受け止め、買い物と裁縫で応えてくれた母親を、より強く信じることとなったと思われる。

(2) Iくんに「今までとはかわらない」と言われた時の救われた気持ちと、納得がいかなかった気持ちをそれぞれ説明してみましょう。

(例) カムアウトすることで、性的マイノリティとして異端視され、また、それまで事実を隠していたと受け取られて、友人関係が破綻する不安もあったが、「今までとかわらないよ」と言われて、救われる思いがした。しかし、その一方で、友人の反応があまりに率直明快であり過ぎる印象から、カムアウトをSOSとして受けとめてくれたのか、これまでの自分の不安や懸念、決断を分かっているのか、また、カムアウトした後の自分は以前の自分ではない(性的マイノリティである)ことを本当に理解しているのか等、救われた思いと同時に納得がいかないような気持ちになった。

(3) 平良さんが「ひとりではないよ。自己肯定感をもってもらおう。」と伝えているのは、なぜだと思いますか。あなたの考えを書きましょう。

(例) 自分が同性愛者であることに長く苦しんできたが、同性愛者であることも含めセクシュアリティは決して非難されることではなく、多様な性のあり方は認められ尊重されるべきものであり、一人の人間として幸せに生きていくには、自分のあるがままを受け入れ、自分自身の大切さを認めること、すなわち「自己肯定感」をもつことが大切だと認識したから。

〈引用文献〉

「人権センターニュース No. 265・266 合併号」 一般社団法人神奈川人権センター（平成26年7月）

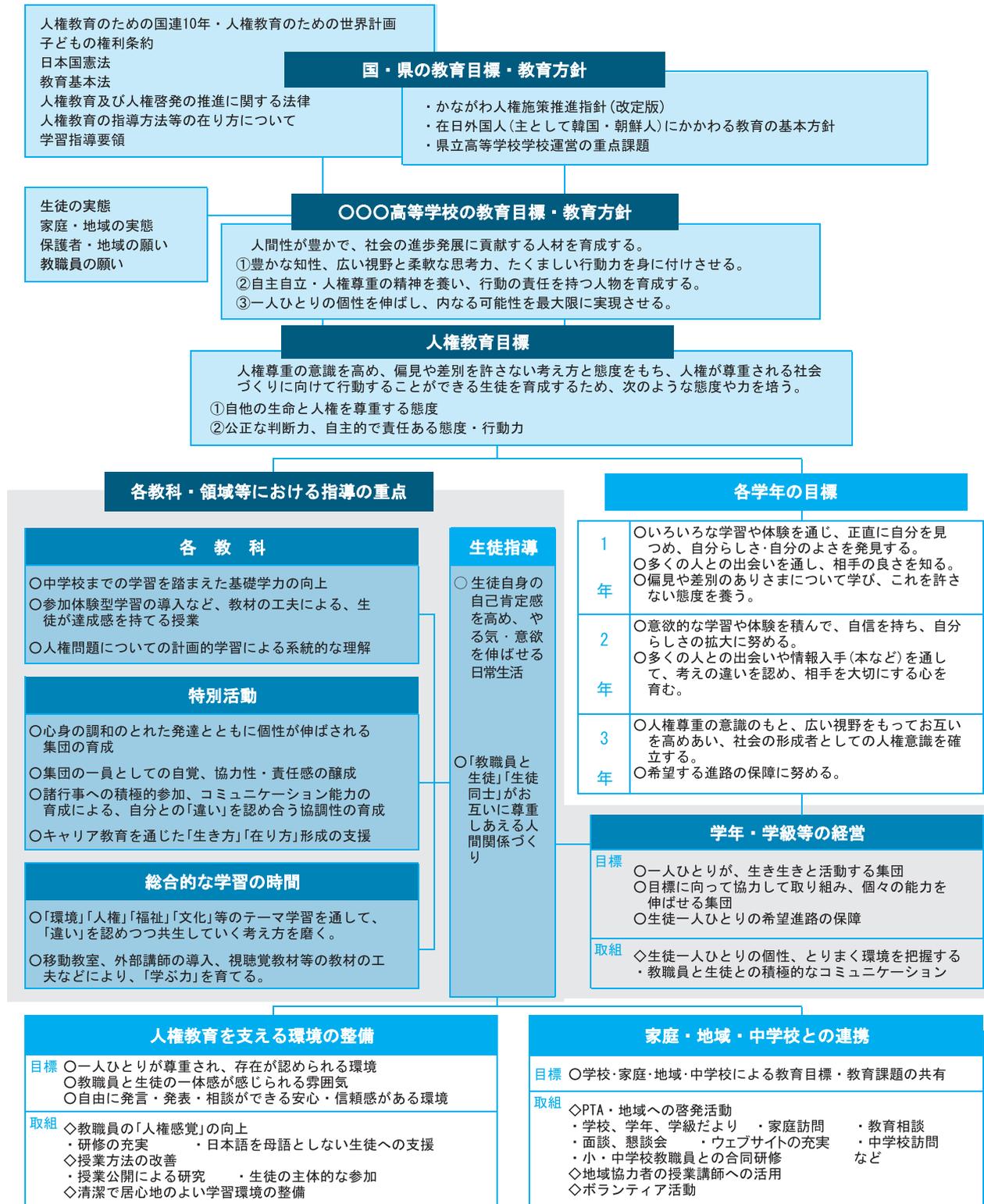
〈参考資料〉

「厚生労働科学研究費補助事業エイズ対策政策研究事業の一環で作成された、教員5,979人を対象にしたLGBT意識調査レポート『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』」

研究代表者 日高庸晴（平成26年7月）

「電通LGBT調査2015」 株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ（平成27年4月）

【高等学校の全体計画例】



編集委員

平成26・27年度 神奈川県高等学校教育課程研究会
(人権教育部門) 研究推進委員

- | | |
|--------------|--------|
| ・厚木清南高等学校 | 榎本 康二 |
| ・橋本高等学校 | 布田 佳奈子 |
| ・厚木高等学校 | 山根 菜摘 |
| ・金井高等学校 | 河野 武二 |
| ・寒川高等学校 | 坂口 郁 |
| ・教育局行政部行政課 | 石塚 昭司 |
| ・教育局指導部高校教育課 | 山田 尚子 |

平成25年度人権教育部門の研究推進委員として人権学習ワークシート作成に参加しました。

- | | |
|-----------|--------|
| ・横浜桜陽高等学校 | 松野 可奈子 |
|-----------|--------|
-

人権学習ワークシート集 VI

人権教育実践事例・指導の手引き (高校編第15集)

発行年月日	平成28年2月
発行	神奈川県教育委員会
編集責任者	神奈川県教育委員会教育局
	行政部行政課長 舘 聡彦
	指導部高校教育課長 岡野 親



神奈川県

教育委員会教育局行政部行政課・指導部高校教育課
〒231-8509 横浜市中区日本大通33 電話(045)210-1111(代表)